

令和6年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和6年8月21日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 10名 欠席 0名  凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和6年8月21日 午後2時00分			議 長	小 堤 修
	閉会	令和6年8月21日 午後3時10分			議 長	小 堤 修
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	前 嶋 竜乃介	○	16		
	2	松 本 譲 二	○	17		
	3	古 川 よし枝	○	18		
	4	佐 野 太 一	○	19		
	5	海 東 一 弘	○	20		
	6	小 堤 修	○	21		
	7	落 合 信太郎	○	22		
	8	金 澤 克 仁	○	23		
	9	山野井 隆	○	24		
	10	入 江 洋 一	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	3番	古 川 よし枝		4番	佐 野 太 一	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	斎 藤 佐武郎		議事係	小 林 勇 高 橋 夏子	

地方自治法第1 21条により説 明のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小田川 浩
	代 表 監 査 委 員	石 橋 大 輔
	事 務 局 長	穂 鹿 毅
	次 長	中 山 茂
	次 長 兼 経 営 課 長	齊 藤 隆
	水 再 生 課 長	前 島 修
	保 全 課 長	長 塚 学
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
	総 務 課 長 補 佐	谷 口 良 倫
	経 営 課 長 補 佐	坂 木 昇
	経 営 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	日 野 由 里 子
	水 再 生 課 長 補 佐	宮 田 俊 明
	保 全 課 副 参 事 兼 課 長 補 佐	斉 藤 宏 幸
	保 全 課 長 補 佐 兼 管 路 更 生 係 長	椎 名 正 徳
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実

	整備課長補佐兼整備2係長	海老原 一 彦
	排水窓口課長補佐	木 村 修 夫

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和6年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和6年8月21日

午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第2号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第3号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第4号 令和5年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第4 議案第7号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について
- 日程第5 議案第8号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 認定第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議員派遣の件

令和6年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和6年8月21日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
8月21日	午後2時00分	本会議	議会議場	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 議案第7号 議案第8号 認定第1号 一般質問 議員派遣の件

令和6年第2回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和6年8月21日（水曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時00分開会

○議長（小堤 修君） それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。よって、令和6年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（小堤 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、古川よし枝さん、佐野太一君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（小堤 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

報告第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第2号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について

報告第4号 令和5年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長（小堤 修君） 次、日程第3、報告第1号から報告第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 皆さん、こんにちは。議員の皆様におかれましては、令和6年第2回取手地方広域下水道組合定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、先月下旬、山形県と秋田県において、記録的な大雨の影響で複数の川が氾濫、また、土砂崩れも相次ぎ、広い範囲で被害がもたらされました。このたび被災されました方々や地域に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、先日、台風7号による強風の影響で、つくばみらい市の一部地域において、倒木による通行止めや停電が発生するなど、市民生活に支障を来しましたが、下水道施設においては被害がございませんでした。

これからの季節、前線の活動が活発になり、また、台風が襲来するシーズンでもあります。引き続き、緊張感を持ちながら、万全な備えに努めていきたいと存じます。

さて、近年の異常気象、地球温暖化との関係性は、いまだ解明されていない部分が多く残されていますが、気温の上昇により極端な大雨が頻発するおそれがあると言われております。

世界の平均気温も、2年連続して観測史上最高記録を更新し、昨年、国連からは「地球沸騰化」という表現で警鐘が鳴らされております。二酸化炭素などの温室効果ガスが平均気温の上昇に関係しているもので、全国の下水道においても、汚水の処理過程において大量の温室効果ガスを排出しており、下水道事業において、排出量削減に向けた対策をほかの事業と並行して取り組んでいかなければならない問題であると捉えているところでもございます。

いずれにしても、持続可能な下水道事業を運営、確保をするため、健全な施設の維持、そして将来的な収支予測を見据えた経営の効率化、また、貴重な収入財源である国からの交付金も十分に確保できるよう努めてまいりますので、引き続き、議員の皆様のお理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、オリンピックの話題に少し触れさせていただきます。

先日閉幕したパリオリンピック、日本人選手の躍動、そして頼もしさに感動したところでもございます。金メダルの獲得が20個、メダル獲得総数45個、ともに海外で行われた大会で最多更新となりました。今月28日には、パラリンピックが開幕されます。引き続き、各国選手たちの熱戦に期待をいたしまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、報告第1号から第4号までの4件を一括いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、報告第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に御報告申し上げるものでございます。

内容といたしましては、同法第26条第1項の規定により、資本的支出、建設改良費の処理場建設事業、管きょ建設事業及び下水道事業計画事業において、4億9,680万9,870円繰越しをしたものでございます。

また、同法26条第2項ただし書きの規定により、下水道事業費用、営業費用の処理場事業及び管きょ事業において、1,985万円を翌年度に繰越しをしたものでございます。

次に、報告第2号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に御報告申し上げるものでございます。

内容としましては、資本的支出、建設改良費の県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業において7,566万5,000円、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備増設事業において9,556万5,000円、伊奈山王幹線二条化事業において1億1,601万7,000円を翌年度に繰越しをしたものでございます。

次に、報告第3号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

本件につきましては、資本的支出、建設改良費の県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業におきまして、継続費精算報告書を作成いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第4号 令和5年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてであります。

本件につきましては、令和5年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査意見書を付して御報告申し上げるものでございます。

以上4件を一括いたしまして、提案理由の御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 説明ありがとうございました。

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は一つの議題につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数に制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行

部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が変わった場合も発言は自席で行ってください。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

報告第1号から報告第4号につきましては、報告案件でありますので御了承願います。

○

議案第7号 取手地方広域下水道組合下水道組合下水道事業剰余金の処分について

○議長（小堤 修君） 日程第4、議案第7号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第7号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和5年度末未処分利益剰余金残高4億5,149万5,736円について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、2億142万454円を減債積立金へ積み立て、2億5,007万5,282円を資本金へ組み入れるものであります。

以上、議案第7号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第7号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

議案第8号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小堤 修君） 日程第5、議案第8号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第8号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

補正の内容でございますが、第2条、継続費の伊奈山王幹線二条化事業において、推進工事に伴い地盤改良の追加が生じたため、総額を変更するものでございます。

また、第3条、債務負担行為の追加として、令和7年4月から契約履行が生じる事項について、期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、議案第8号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○

認定第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について

○議長（小堤 修君） 日程第6、認定第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 提案理由の説明に先立ち、令和5年度におきましての事業の概況について、御報告を申し上げます。

令和5年度は、継続的で安定した下水道サービスを提供していくため、限られた財源を効果的に活用し、効率的な未普及解消に努め、既存施設の老朽化対策を着実に推進してまいりました。

管きょ建設事業は、面整備におきまして、取手市で約7ヘクタール、つくばみらい市で約5ヘクタール、合わせて約12ヘクタールの拡大により、公共下水道普及率は74.8%になりました。

さらに、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント事業を併せた汚水処理人口普及率は、89.9%に達しております。

総合地震対策計画におきましては、取手市の北部幹線二条化工事、つくばみらい市の伊奈山王幹線二条化工事を実施いたしました。

次に、処理場建設事業におきましては、老朽化対策としまして、ストックマネジメント計画に基づき、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築工事等を実施いたしました。

また、ポンプ場建設事業におきましては、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械・電気設備増設工事を実施いたしました。

議員の皆様をはじめ、市民、事業者の協力により、滞りなく事業を執行することができましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。

今後とも構成市と連携を図り、公衆衛生の向上、水環境の保全に努めてまいりますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度、下水道事業会計決算書3ページ、4ページをお開きください。

収益的収支について、決算報告書でございます。

収入、下水道事業収益の決算額は47億3,128万3,265円、支出、下水道事業費用の決算額は43億9,984万8,233円となりました。

次に、5ページ、6ページは、資本的収支について、決算報告書でございます。

収入、資本的収入の決算額は27億6,534万5,360円、支出、資本的支出の決算額は43億7,241万540円となりました。

なお、資本的収入と資本的支出の決算額における不足額につきましては、補填財源により補填しております。

次に、7ページは損益計算書でございます。

営業収益、営業外収益及び特別利益による収益総額について、営業費用、営業外費用及び特別損失による費用総額を差し引きまして、当年度純利益は2億142万454円となりました。

以上、認定第1号について提案理由を御説明申し上げました。詳細につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長 穠鹿 毅君。

○事務局長（穠鹿 毅君） 事務局長の穠鹿でございます。

認定第1号につきまして、管理者の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和5年度におきましても、工事現場の安全管理を徹底し、労働災害事故が生じることなく事業を終えることができましたこと、御報告申し上げたいと思います。

一方で、令和5年度は、6月に起きました台風2号からの暖かく湿った空気により梅雨前線が刺激され、各地に局地的な大雨が降りました。特に、取手市双葉地区におきましては、住宅地にて床上・床下浸水など、被害が発生いたしました。

今年も各地で大雨や地震等による自然災害が発生しております。今後とも起こりうる災害に対しまして、より一層の危機管理の意識を持ち、取り組んでまいります。

また、労働災害に対しましても、引き続き安全管理を徹底し、事故防止の啓発に努めてまいります。御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、A4版横の決算資料により、令和5年度事業について御報告を申し上げます。

決算資料2ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支となります。

収入の部、下水道事業収益における営業収益は、主たる営業活動による収益で、下水道使用料、雨水処理に係る構成市負担金、下水道手数料の収入によるものでございます。

次に、営業外収益は、営業活動以外による収益で、預金利息、茨城県南水道企業団の受託工事による受託工事収益、構成市補助金、長期前受金戻入となっております。

3ページに移りまして、消費税及び地方消費税還付金、雑収益となります。

令和5年度の還付金におきましては、令和5年度の課税支出が前年度より多いことが要因で増加しております。

次に、特別利益は、原子力損害における賠償金として、放射能測定、汚泥分析検査費用に係わる損害賠償金と、枝線工事契約解除に伴う違約金となりますが、違約金につきましては、相手方と連絡が取れず、未収額となっております。

次に、4ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用における営業費用は、主たる営業活動・維持管理等に要した費用で、4ページから8ページに記載のとおり、議会活動に要した経費の議会費、処理場、

ポンプ場、管きょ施設の維持管理に要した費用、下水道使用料の調定・その他業務に要した業務費、事業活動全般に係る総係費のほか、有形固定資産の経済価値の減耗を費用として表した減価償却費となります。

次に、営業外費用は、営業活動以外に要した費用で、企業債の支払利息及び受託工事費となります。

次に、特別損失は、前年度以前の損益修正により、損失の性質を有する過年度損益修正損となります。

令和4年度は、その他特別損失として、新型コロナウイルス対策経費を執行しておりましたが、例月出納検査時の監査委員との協議の中で、支出額が年々減少していたので、令和5年度は通常経費として処理をしております。

9ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の建設改良事業などを行うための資本的収支になります。

収入の部、建設改良事業の財源となる資本的収入は、9ページから10ページに記載のとおり、建設改良事業のために借入れました企業債、構成市からの建設改良事業への出資である構成市出資金、企業債元金償還金に充てる構成市補助金、国と県からの補助金、負担金等は、下水道の整備に伴い徴収した受益者負担金等の収入となります。

11ページをお開きください。

支出の部、資本的支出は、11ページから13ページに記載のとおり、下水道施設の建設改良事業における支出で、処理場、ポンプ場及び管きょの建設費、下水道事業計画の策定に要した支出となります。

次に、13ページを御覧ください。

固定資産購入費は、ノートパソコン等の購入となります。

企業債償還金は、下水道施設の建設改良事業のために借入れました企業債元金償還金となります。企業債の残高は、平成18年度の325億円をピークに、現在は約220億円まで減少しております。

続きまして、これらの事業執行を踏まえ、A4版縦の令和5年度決算書により御説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開きください。

剰余金計算書は、資産と負債の差額である資本の令和5年度における増減を表すものでございます。

10ページ、資本合計におきまして、令和5年度末残高は138億2,765万1,855円となりました。

また、9ページ下段には、議案第7号におきまして可決決定いただきました剰余金処分計算書を記載しております。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

貸借対照表は、令和5年度末における資産、負債及び資本の合計を表したもので、657億6,310万4,950円となりました。

最後に、35ページの事業の概要について申し上げます。

令和5年度も効率的な整備促進を図り、供用開始人口は9万3,232人となりました。

また、下水道の普及促進活動により、水洗化人口は8万8,382人、水洗化率としましては94.8%に達しております。

本下水道組合では、本年4月の御使用分より下水道料金を改定しております。

昨今の社会情勢もある中、昨年度からの広報紙等による周知もあり、市民の皆様からの問合せは7月末時点において48件ございましたが、その都度、担当職員が丁寧に説明し、理解を得られるよう努力をしております。

議員皆様御承知のとおり、公共下水道は、居住空間と水環境をつなぐ重要な都市基盤施設であり、市民の皆様にご利用いただき、その目的が達成される事業でございます。

今後におきましても、限られた財源を効果的に活用し、未普及地区の解消、既存施設の老朽化対策を着実に進めていくとともに、汚水処理費用の削減にもしっかりと取り組み、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、経営の健全化に努めてまいります。

以上、令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算につきまして、補足説明をさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（小堤 修君）** 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、代表監査委員の委員により、令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員石橋大輔君。

**○代表監査委員（石橋大輔君）** 代表監査委員の石橋でございます。

決算審査の意見を申し上げます。決算審査の対象、それから審査日、審査の方法、審査の結果につきましては、認定第1号の議案に添付されております審査意見書を御確認ください。

それでは、審査意見を申し上げます。

令和5年度の決算概要につきましては、収益的収支、資本的収支ともに非常に安定した経営を行っており、努力の結果がうかがえます。

例年、経費回収率について審査意見をしているところでありますが、令和5年度決算においても、経費回収率は83.8%と例年どおり85%前後の推移が続いています。令和6年度から下水道使用料が改定され、令和6年度決算では経費回収率の改善が見込まれますが、経営戦略で目標としている経費回収率100%を目標とするとともに、収入と支出のバランスを考慮した上で中長期的な視野を持つことも望まれます。

次に、国庫補助金について、要望額に対して満額交付されない状況が続いていることで、事業の執行に影響が出ていることが確認されました。改築工事の遅れは重大な事故につな

がるおそれもあり、看過することはできません。重要な財源である国庫補助金の確保は肝要であり、その確保に向けて組合として、より一層の努力を期待します。

次に、当初予算の固定資産除却費の計上において、予算科目の相違から流用充用が生じたこと及び除却対象機器の追加などが確認されました。令和4年度決算の意見書において、決算から予算へつながるPDCAサイクルの構築を求めましたが、予算を適正に執行するためには、適正な当初予算の作成が必須です。適正な当初予算編成をするためには、前年度決算の内容を検証・反映することを凡事徹底した上で、予算編成時のチェック機能の強化に取り組んでください。

最後に、下水道事業を取り巻く経営環境は、収益の減少していく中、施設の老朽化による更新需要の増大や頻発する自然災害への対応、節水型社会への移行による水需要の減少など、今後も厳しいものになることが予想されます。このような状況の中、社会情勢や生活に与える影響を考慮した上で、健全な下水道事業運営を期待いたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 石橋代表監査委員、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

それでは、これより認定第1号 令和5年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、石橋代表監査委員が本日所用のため会議を途中退席させていただきますので、御了承願います。

自席で暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

---

午後2時34分再開

○

## 一般質問

○議長（小堤 修君） それでは、再開します。

日程第7、一般質問を行います。

念のために申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が変わった場合も発言は自席で行ってください。一般質問の時間制限は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 議席番号2番松本譲二でございます。本年3月21日開催、第1回取手地方広域下水道組合議会定例会により、議員としてお世話になることとなりました。本日は貴重な時間を頂き、日頃より下水道組合を利用されている、つくばみらい市民の声を代表して、生活の環境の改善に向けた課題について、通告により一般質問をさせていただきます。

公共下水道は、台所、お風呂、トイレなどの生活排水の排除により、居住空間の改善や公衆衛生の向上を担い、都市の発展を支える大切な施設に位置づけられています。公共下水道は、皆様方に御利用いただくことにその目的が達成され、さらには河川、湖沼等の公共用水域の水質保全につながっています。

このたびの下水道組合との縁を機に、公共下水道事業を通じ、利用者の皆様が安心安全な日常生活に向け、御尽力されている業務概要について、市民の皆さんに知っていただきたく、また、もっと下水道組合事業を知ってもらいたいと、そのような思いからポスティングによるPR活動を実施したところでございます。

今後に向け、まず取手地方広域下水道組合全体と、つくばみらい市の供用区間開始区域内の水洗化率においてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穂鹿 毅君。

○事務局長（穂鹿 毅君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、松本議員におかれましては、つくばみらい市伊奈地区の市民の方々へ、公共下水道のPRを精力的に発信していただきましたこと、職員一同、感謝を申し上げます。

供用開始区域内、供用開始区域における水洗化率についての御質問でございますが、令和6年3月末時点におきまして、取手市を含めた組合全体といたしまして、94.8%でございます。

また、つくばみらい市伊奈地区では、主に市街化区域の公共地区では91.6%、市街化調整区域の特環地区では70.9%となっており、つくばみらい市伊奈地区全体では86.5%となっております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。

水洗化率が100%でないということは、やはり公共下水道に接続されていない方が多数いるのだと思います。この水洗化が進まない理由については、様々な理由があるのだと思いますが、どのような理由があり、100%に達することができないのかというのを伺いたします。よろしくお願ひします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穠鹿 毅君。

○事務局長（穠鹿 毅君） 水洗化が進まない理由について御答弁をいたします。

松本議員からもお話がありましたとおり、公共下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など、町の発展と市民生活の一部を担う役割があり、その目的は、市民の皆様にご利用いただき達成される事業でございます。

先ほどもお話ししたとおり、主に市街化調整区域の特環地区におきまして、接続率が低い状況が見られます。その要因としまして、市街化調整区域は敷地が広く、接続費用が高額となる場合が考えられます。

また、建物のリフォームや建て替えなどの時期に合わせて、公共下水道への切り替えを考えている御家庭もあると聞いております。このようなことも原因の一つと捉え、経済的な理由など様々な事情により、接続に至っていない御家庭があると認識しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。

利用する側としても、供用したくても安易には進めることができない、様々な理由があるということを知ることができました。

しかし、そのような中、今後、水洗化率100%を目指した下水道組合としての新たな取り組み方等について伺いたします。よろしくお願ひします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

排水窓口課長 近内伸一郎君。

○排水窓口課長（近内伸一郎君） それでは、御質問にお答えいたします。

本組合では、下水道を整備した後、供用開始の告示に合わせて対象となる家屋、また、その家屋が借家であったり、駐車場等の更地の場合は、家屋所有者、土地所有者にお知らせを配付して水洗化促進に努めております。

排水設備工事は、一時的な費用負担が生じますが、水洗化促進に関する制度としまして、工事費用の分割納付を可能とする改造資金融資あっせん制度、また、低宅地で個人管理のポンプが必要となる場合には、ポンプの設置に関して補助金を交付する制度がございます。

なお、改造資金融資あっせん制度、宅内排水ポンプの設置補助に関しては、供用開始の日から3年以内の交付等としているため、例年、150件程度になりますが、供用開始の日から3年目を迎える未接続の御家庭を順次訪問し、水洗化促進に努めております。コロナ禍においては、ポスティングにより対応してまいりましたが、今年度から、対面による促進活動、ヒアリング等を行いながら、そういったものも再開をしております。訪問による促進活動については、今後も継続してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。組合で行っている普及促進について、十分理解することができました。

下水道組合は、日頃より利用者が安全で安心して生活できる環境の構築に向け、御尽力いただいていることをPR等を通じ、さらに知っていただき、供用へのメリット、デメリットなどを組合職員さんと、また、私たちが一致団結して、しっかりお伝えいただくことにより、より水洗化率が100%に近づけるのではと思いますので、対面による訪問促進活動が、さらに充実したものになることを期待しています。

続きまして、下水道管路施設の老朽化対策と地震対策について、お伺いいたします。

全国的にも下水道施設の老朽化が進んでいると思いますが、当下水道組合で管理している下水道管路延長と、一番古い施設の経過年数をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穉鹿 毅君。

○事務局長（穉鹿 毅君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

本組合で管理しております管路の総延長につきましては、令和5年度末時点で約560キロメートルとなります。

また、管路施設の経過年数につきましては、昭和60年の最初に供用開始を行ってから40年を迎え、また、構成市や民間からの移管された古い管路施設につきましては、約48年を経過したものもございます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。

管路の総延長につきましては、令和5年度末時点で約560キロ、管路施設の経過年数につ

いては、古い施設で40年、過去に移管された施設では48年を経過しているとのことです。

国土交通省の通知によりますと、下水道の管路の標準耐用年数は50年と定められていました。ただいま御答弁いただきました40年、48年使用されている下水道施設は、順に耐用年数に達していくこととなりますが、下水道組合さんとして、老朽化対策を踏まえた今後の修繕等について、具体的な維持管理方法についてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

保全課長長塚 学君。

○保全課長（長塚 学君） 御質問にお答えいたします。

具体的な管理方法としましては、日常管理の一環として職員による巡視をして、マンホールの周辺など、軽微な段差などは巡視の際に併せて職員が補修を行っております。

また、管路内の状態を確認するため、委託によるカメラ調査を行いまして、異常箇所を発見した際には、修繕工事に併せて飛散防止機能付きの鉄蓋への交換も進めているところでございます。

さらに、本組合にて策定いたしました下水道ストックマネジメント計画において、耐用年数に達した施設を全て改築するのではなくて、状態を把握して、状態を予測しながら、ライフサイクルコストが最小限となるように改築工事等の選定をして、中長期的な事業量と事業費の平準化を行うことで、持続的な公共サービスに努めております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。

日常管理の一環として職員による巡視、マンホール周辺の軽微な段差などは、巡視の際に併せて職員が補修を行っている。

また、管路内の状態を確認するためのカメラ調査等、様々な角度より安心安全に向け御尽力いただいていることを改めて知ることができました。

続きまして、国内においては、地震等、自然災害が数年来、発生しております。その際、必ず被害を受けるのが、日常生活に欠かすことができないライフラインの柱となる上下水道と言われております。今年1月の能登半島地震では、上下水道の被害も多数報道されておりますが、下水道組合における下水道管理施設の地震対策の状況について、お伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

保全課長長塚 学君。

○保全課長（長塚 学君） それでは、御質問にお答えいたします。

平成10年以降に整備された重要な幹線管路につきましては、平成7年に発生した阪神淡路大震災の被害を踏まえた耐震基準で施工しております。

また、それ以外の下水道管路につきましては、耐震基準が変わったことにより、耐震性能を有しているか危惧されましたが、耐震診断により耐震性能を有していることを確認しております。

実際に、東日本大震災の際に汚水の流下能力を失った管路施設はありませんでした。また、地震発生時にマンホールが浮上するなどの現象を引き起こす液状化につきましては、耐震診断と異なった対策となりますが、本組合では、耐震対策の指針と解説に沿った液状化対策を実施しているところです。

これらに加えて、地震などの被害時に容易に復旧できない圧送管路につきましては、下水道総合地震対策計画を策定しまして、国からの交付金を活用しながらバックアップ管路の整備を進めているところです。

今後も持続可能な下水道のために日々努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 御答弁ありがとうございました。

地震対策について、耐震を含め、様々な角度からの取組について、丁寧に御答弁いただきました。

今月8日、宮崎県日向灘を震源とする震度6弱、マグニチュード7.1規模による大きな地震が発生し、大分県、宮崎県においては、水道管が破損、猛暑の中、多くの方々が大変御苦労されたとの報道がありました。これからも様々な自然災害が発生されると予測されております。

今後、公共下水道を利用されている皆様が、さらに安全で安心して生活できる環境への構築に向け、また、次世代への良好な生活環境や基盤施設を引き継いでいくことができるよう、これからも安定した下水道の運営をお願いして私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小堤 修君） 以上で松本譲二君の質問は終わりました。

続いて、佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 佐野太一です。通告に従いまして御質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今後の人口減少による影響についてです。日本の総人口は2010年にピークに達し、以後、減少に転じております。今後の下水道の処理量が、減少が見込まれます。

そこで御質問いたします。人口減少の進行によって、中長期的には収入が減少していくことが想定されますが、それを踏まえまして組合の課題についてお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穂鹿 毅君。

○事務局長（種鹿 毅君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、少子高齢化から将来の人口減少が懸念され、本組合の将来計画である全体計画での取手市及びつくばみらい市における汚水処理人口の令和17年での予測では、令和6年と比べ約10%、人口にいたしまして約1万人減少することが想定されております。

また、取手市の人口につきましては、10年前の平成27年には約10万9,000人でしたが、令和6年においては10万6,000人と、約3%減少しております。将来計画同様、人口減による使用水量の減少や、節約志向における節水による収入の減少など、課題が山積しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

それでは、組合としまして、今までどのような経営改善の取組をしてこられたかをお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。

本組合のこれまでの経営改善とのことでございますけれども、下水道未接続世帯への個別訪問や、広報活動による下水道への接続率の向上における使用料収入の確保強化、県南水道企業団と、つくばみらい市との上下水道使用料の一元化による使用料収入の確保強化に努めてまいりました。

なお、一元化により下水道使用料の収納率は、一元化前の97%から99.8%程度となっております。

また、戸頭処理区にありました処理場施設を廃止しまして、この県南クリーンセンターで処理することにより、維持管理費の削減を図りました。さらに企業債の借換えによりまして、借換利息の軽減にも取り組みました。

今後も引き続き支出の削減に取り組みながら、経営基盤の強化に一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。これまでの経営改善、確認させていただきました。

それでは、将来的な収入源に対しての対応について、お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） お答えいたします。

本組合といたしましては、現在までの様々な経営努力を行ってきましたが、このたび物価上昇等の影響による県南クリーンセンター等の維持管理費の増額が顕著でございました。このため、この4月より下水道使用料を改定させていただきました。下水道使用料の改定に当たりましては、収支予測を行い、向こう5年間を見据えた使用料体系となっております。

また、毎年の決算により下水道使用料の検証をし、さらに5年ごとに下水道使用料の改定の必要性に関する確認などを行いまして、引き続き収支の節減に努め、適切な使用料収入を維持してまいります。

そして、これからも経営の健全化を実施し、持続可能な下水道に努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） よく分かりました。下水道使用料の増額ということも、ありきではなくて、健全な改善をぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問にいたします。設備の老朽化と更新への対応についてです。

日本の下水道の整備は、1980年から1990年にかけて急速に進展しておりますが、今後、下水道管路や設備の老朽化が一挙に進むことが想定されます。更新需要の増加に備え、適切な管理運用を実施していく必要があるかと思えます。

そこで質問いたします。今後、顕著化していく老朽化の更新事業に対して、どのように対応するか。管路に関しましては、松本議員の御質問、御答弁がございましたので、ここでは設備について質問させていただきたいと思えます。県南クリーンセンター、汚水中継ポンプ場の設置後の経過年数をまずお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穉鹿 毅君。

○事務局長（穉鹿 毅君） 本組合が管理する施設の経過年数について、お答えをしたいと思います。

県南クリーンセンターは、管路施設と同様、昭和60年に最初の供用開始を行ってから40年を迎えております。

また、汚水中継ポンプ場は、一番古いもので、取手市高須地区にあります高須汚水中継ポンプ場が37年、一番新しいもので、取手市ゆめみ野地区にあります、ゆめみ野汚水中継ポンプ場が14年を迎えております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

それでは、県南クリーンセンター、汚水中継ポンプ場の維持管理は、どのように行っておるか教えてください。お願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

県南クリーンセンターと汚水中継ポンプ場の維持管理につきましては、平成22年度以前につきましては、1年間の単年契約で民間事業者へ委託していましたが、平成23年度以降は、民間事業者の創意工夫を生かした効率的な維持管理を目的として、複数年の包括的民間委託として実施しております。包括的民間委託は、コスト縮減効果のみでなく、維持管理の合理化、高度化に有効な手法として、他の地方公共団体も導入しているものでございます。

本組合の現在の委託契約につきましては、令和5年10月から令和8年9月までの3年間の複数年契約、債務負担行為によって契約をしております。施設の運転操作や保守点検、また、薬品などのユーティリティ調達管理や小規模な機器の修繕業務など、施設の維持管理を一体的に民間事業者へ委託しております。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

そこで、県南クリーンセンター、汚水中継ポンプ場の改築や更新事業の実施状況、また、課題についてをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

県南クリーンセンターと汚水中継ポンプ場の改築・更新事業につきましては、平成30年度より、管路施設と同様、下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設内の機械や電気設備等の改築・更新事業を順次、行っております。

この県南クリーンセンターと汚水中継ポンプ場の改築・更新事業の課題につきましては、施設内の機械電気設備の事業のみならず、土木・建築部分の地震対策も併せて行っていかなければならないため、これらの事業費が増大すること、また、近年、国交付金の内示割れによる減収によりまして、当初の計画どおりにいかない場合があるのではないかなというところが課題となっております。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。予算の問題、一番大きい点だと思います。

ただ、今後、どうしても老朽化は進んでいくわけございまして、管路を含めまして、

設備のまずは保守、点検等を含めて、しっかりとした設備の維持をお願いしたいと思います。

それでは、また次の質問にまいります。災害対策についてです。下水道は水道や電気、ガス等のほかのインフラとは異なり、災害発生時の代替手段がないと考えます。

一方、下水道設備の耐震化は5割未満というデータもあり、限られた財源の中で優先順位を検討し、耐震化を進めていく必要があると思います。また、近年の集中豪雨の増加によりリスクなども高まっております。

こちら、先ほど松本議員の質問と重なる部分もございますので、一部、質問を省略させていただきますが、そこで質問させていただきます。施設の耐震化や、近年多発する水害等の災害に対し、こちら、県南クリーンセンター、汚水中継ポンプ場の地震に対する備え、また、耐震化の課題について、お伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穠鹿 毅君。

○事務局長（穠鹿 毅君） それでは、私から施設の耐震化の課題について、御答弁を申し上げます。

県南クリーンセンターは、過去に耐震診断を実施し、土木・建築部分において耐震性能が不足していることを確認しております。

また、汚水中継ポンプ場は、全9か所のうち、平成10年以降に建設した取手市にあります野々井、稲、ゆめみ野及びつくばみらい市にあります山王新田の4か所の汚水中継ポンプ場は、耐震性能を有していることを確認しております。しかし、取手市にあります高須、取手、浜田第1、宮和田及びつくばみらい市にあります福田の5か所につきましては、平成10年以前に建設した施設であり、県南クリーンセンター同様、耐震性能が不足していることを確認しております。

本組合では、これまで平成23年3月に発生しました東日本大震災において、土木・建築部分に被害がなかったこと、また、限られた財源の中で施設の持続的な機能確保を図るため、機械電気設備の改築・更新事業を優先し、土木・建築部分に地震対策を先送りしてまいりましたが、今般、国の指針が見直されたことから、新たな指針に基づき、耐震診断の見直しを実施しているところでございます。今後は、この診断に基づき、土木・建築部分の地震対策を検討してまいります。

耐震化の課題でございますが、本組合が管理する施設のほとんどが土木部分、地下部分ですね、水槽等の地下構造物を有しており、一般的な公共施設よりも膨大な事業費が見込まれることから、先ほども申し上げましたとおり、その財源となる国の交付金などの確保が課題でございます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。やはり交付金の確保、重要だと思います。

それでは、県南クリーンセンター、汚水中継ポンプ場の水害に対する現在の備えについて、お伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、質問にお答えいたします。

風水害時の停電対策としまして、汚水中継ポンプ場には自家発電設備を設置しております。来年度以降も計画的に実施していく予定となっております。

また、河川や内水氾濫の発生においても施設の処理機能を維持するため、今後、水害時の対策の検討が、今後になるのですが、検討を進めていく予定となっております。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） それでは、現在お考えになられています水害時の取組、対策について、お伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

現在の水害時の取組でございますが、県南クリーンセンターは、内水氾濫を想定した簡易シミュレーションにおいては、県南クリーンセンターとしては約20センチぐらい浸水する結果となっております。この結果を踏まえまして、施設の機能維持のための減災対策として、土のうや止水シートでの施設への侵入水を防ぐことが有効な手段と考えておりまして、令和4年度には、本組合職員でも土のうを作るという訓練を実施しております。

また、一方、利根川、小貝川などの外水に対する対策につきましては、国から、施設の水害時のハード対策の目標の浸水の深さとして、30分の1から80分の1程度で発生する河川氾濫等を想定して設定するよう要請されておりますので、今後は、水害リスクの低減を図るため、構成市と協議し、河川氾濫も含めた効率的かつ効果的な水害対策手法を検討し、速やかに県南クリーンセンターと汚水中継ポンプ場の機能確保に取り組んでまいりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 3分前です。

佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

災害対策に関しましては、松本議員からの御質問もあり、御答弁もいただいておりますが、やはり土木部門、こちらですね、部分の不足、こちらの見直し、進めていただきたい

ということ。

また、20センチというのは内水になりますよね。外水の対策ということになりますと、内水と違って部分的な地域ではなく、全市の対策ということになります。大がかりな予算も必要になりますし、対策も必要になるかと思いますが、あり得ることではありますので、ぜひとも、こちらの検討、早く進めていただきたいと思います。

以上になります。ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） 以上で佐野太一君の質問は終わりました。

○

## 議員派遣の件

○議長（小堤 修君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条第1項の規定により、お手元に配付した議案のとおり、議員を派遣しようとするものです。

これより議員派遣の件を採決いたします。

本件について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議員を派遣することに決しました。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、令和6年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時10分閉会